

認知症対応型共同生活介護（愛光園第2グループホーム）重要事項説明書

1. 事業所の名称及び所在地

法人名 社会福祉法人 愛光園

事業所名 愛光園第2グループホーム

所在地 和歌山県伊都郡かつらぎ町佐野 1386

TEL 0736-22-3010 fax 0736-22-8200

2. 管理者、計画作成担当者

1F (光) 管理者 前田 眞吾 計画作成担当者 前田 眞吾

2F (愛) 管理者 西岡 高広 計画作成担当者 西岡 高広

3. サービス内容

- (1) 介護サービス計画の立案
- (2) 介護全般
- (3) 食事
- (4) 入浴
- (5) 洗濯
- (6) 日常生活動作(掃除・調理・洗濯など)を通じた訓練
- (7) 健康、栄養管理

4. 職員の体制

第1ユニット（光） 1階

- (1) 管理者 1名『常勤で計画作成担当者と兼務』

(管理者は従業者、業務の管理を一元的に行う)

- (2) 計画作成担当者 1名『常勤で管理者と兼務』

(計画作成担当者は、利用者の処遇計画全般を担う)

- (3) 介護従業者 7名『常勤で専従7名』

(介護従業者は、利用者に対して必要な介護を行う)

第2ユニット（愛） 2階

- (1) 管理者 1名『常勤で計画作成担当者と兼務』

(管理者は従業者、業務の管理を一元的に行う)

- (2) 計画作成担当者 1名『常勤で管理者と兼務』

(計画作成担当者は、利用者の処遇計画全般を担う)

- (3) 介護従業者 7名『常勤で専従7名』

(介護従業者は、利用者に対して必要な介護を行う)

5. 利用料について

(1) 介護サービス費（1日あたり）

要支援 2	749 単位
要介護 1	753 単位
要介護 2	788 単位
要介護 3	812 単位
要介護 4	828 単位
要介護 5	845 単位

上記の金額には介護サービス費に

医療連携体制加算（Ⅰ）のハ 1日 37 単位、（要支援 2 を除く）

サービス提供体制加算（Ⅰ）1日 22 単位、

認知症専門ケア加算（Ⅰ）1日 3 単位を加えた総単位数に

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）11.1%

介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ）3.1%

介護職員等ベースアップ等支援加算 2.3%をそれぞれ乗じ、加えたものに

科学的介護推進体制加算 月 40 単位

協力医療機関連携加算 月 100 単位（要支援 2 は除く）

を加え、総単位数に地域区分 1 単位 10 円を乗じた額となっています。

※入所日から 30 日間は初期加算として 1 日 30 単位加算されます。

※入院後 3 か月以内に退院が見込まれる場合、1 か月 6 日を限度として 1 日あたり
246 単位加算されます。

(2) 食事サービス費

朝食 300 円 昼食 350 円 夕食 350 円 (おやつ代含む)

(3) 家賃 (1 日あたり)

1,400 円

(4) 光熱費 (1 日あたり)

700 円

(5) 死後処置料

30,000 円

6. 支払い方法について

当月かかった費用は翌月の請求とさせていただきます。

(口座引き落としまたは、窓口払いの方法でお願いします)

※詳しい料金については料金表をご確認下さい。

7. 衛生管理等

(1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。

(2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を努めます。

(3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を約6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。

② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③ 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

8. 非常災害対策

○災害時の対応・・・・・・・・愛光園災害計画に準拠し、火災、風水害、地震、その他の非常災害による被害を防止するため、必要な設備の維持管理及び対策を講じるものとする

○防災設備・・・・・・・・耐火構造

○防災訓練・・・・・・・・年2回定期的に必要な訓練の実施

○防火管理者・・・・・・・・前田 眞吾

9. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定(介護予防)認知症対応共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10. 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生またはその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (2) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (3) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

11. 身体拘束について

当事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者(家族)に対して説明し同意を得たうえで、次に掲げる事に留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。また、事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性…直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りです。

(2) 非代替性…身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶ

ことを防止することが出来ない場合に限りです。

(3) 一時性…利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことがなくなった場

合は、直ちに身体拘束を解きます。

12. 事故発生時の対応

(1) 事故発生時は、直ちに責任者が家族に連絡を取り、事故の状況、本人の状態等

を説明し責任者が必要であると判断した場合は、施設長まで含めて検討会議を

行います。

(2) 検討の結果、速やかに具体的な対話をとります。(利用者への謝罪、賠償等)

(3) 事故処理の経過等を利用者台帳に記録し、再発防止に役立てます。

13. 緊急時の対応方法について

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供中に、利用者の病状の急変が生

じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置

を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。また、主治医へ

の連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じます。

14. 協力医療機関

- ・ 上田神経科クリニック（伊都郡かつらぎ町笠田東 171）
- ・ 上田消化器内科クリニック（伊都郡かつらぎ町笠田東 171）
- ・ うちた歯科（伊都郡かつらぎ町笠田東 196-1）

15. 情報公開について

- ・ 事業所において実施する事業の内容については、下記の方法で公開しています。

- (1) インターネット上に開設する愛光園のホームページ
- (2) インターネット上で高齢・介護—WAM NET 「愛光園第 2 グループホーム」
で検索。（外部機関の評価、掲示されています）
- (3) インターネット上で介護サービス情報公表システム 「愛光園第 2 グループホーム」で検索

16. 秘密保持と個人情報の保護について

- (1)利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ① 当事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を厳守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

- ② 事業者及び従業者はサービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④ 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

- ① 事業者は、利用者又は、利用者家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録も含む)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。

17. 相談、要望、苦情等の窓口

(1) 当施設における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口（担当者）

在宅課長 前田 眞吾

電話 0736-22-3010 090-3267-5151

受付時間 毎週 月曜日～金曜日（祝日は除く）8：30～17：30

○ また、苦情受付箱を1階ロビーに設置

(2) 行政機関、その他の苦情受付機関

かつらぎ町健康推進課 介護保険係	所在地 伊都郡かつらぎ町丁ノ町 2160 電話番号 0736-22-0300 受付時間 毎週月曜日～金曜日（祝日は除く）9:00～17:00
和歌山県国保連合会	所在地 和歌山県吹上2丁目1番-22-501号 電話番号 073-427-4665 受付時間 毎週月曜日～金曜日（祝日は除く）9:00～17:00

令和 年 月 日

サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

認知症対応型共同生活介護 愛光園第2グループホーム

説明者職名 管理者 氏名 前田 眞吾 ㊞

愛光園第2グループホームの利用にあたり、利用者（代理人）に対し契約書及び

本書に基づいて重要事項の交付、説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

利用者氏名 _____

代理人氏名 _____ ㊞